

明倫学園校舎棟建設工事に係る  
条件付き一般競争入札に参加しようとする  
特定建設工事共同企業体の資格審査基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明倫学園校舎棟建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格要件の審査基準等必要な事項を定める。

(適用)

第2条 入札に係る取扱いについては、新庄市財務規則（以下「規則」という。）、新庄市指名競争入札参加者審査委員会規程（以下「規程」という。）、及び新庄市建設工事請負業者指名停止要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(審査対象)

第3条 審査の対象は、新庄市が実施する明倫学園校舎棟建設工事に係る入札に参加することを希望する共同企業体とする。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は、規則第9条第3項の規定により競争入札参加資格者名簿に登載された者でなければならない。

2 建築工事の構成区分は次のとおりとする。

(ア) 構成員の数は3とする。

(イ) 構成員は、山形県最上地域または山形県村山地域に本社または営業所等を有する者であること。

(ウ) 構成員に新庄市に本社または営業所等を有する者が2以上含まれること。

(エ) 構成員は、平成31・32年度新庄市競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の建築一式工事に登載されていること。

(オ) 構成員は、平成31・32年度競争入札参加資格審査申請時の経営審査評点、又は直近の経営審査評点（以下「経営審査評点」という。）が建築一式工事について700点以上であること。

(カ) 構成員は、本工事について、専任の主任技術者（種別を建築とするものに限る。）または監理技術者（建築一式工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）を配置できること。

3 機械設備工事の構成区分は次のとおりとする。

(ア) 構成員の数は2とする。

(イ) 構成員は、新庄市に本社または営業所等を有すること。

(ウ) 構成員は、入札参加資格者名簿の管工事に登載され、新庄市においてAまたはBに格付けされていること。

(エ) 本工事について、専任の主任技術者（種別を管とするものに限る。）または監理技術者（管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）を配置できること。

4 電気設備工事の構成区分は次のとおりとする。

(ア) 構成員の数は2とする。

(イ) 構成員は、新庄市に本社または営業所等を有すること。

(ウ) 入札参加資格者名簿の電気工事に登載されていること。

(エ) 本工事について、専任の主任技術者（種別を電気とするものに限る。）または監理技術者（電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）を配置できること。

5 構成員は同一工事について2以上の共同企業体を構成することはできない。

6 建築工事についての構成員は、要領第4条第1項、第2項、第5項に定める条件を満たしていること。

7 機械設備工事についての構成員は、要領第4条第1項、第3項、第5項に定める条件を満たしていること。

8 電気設備工事についての構成員は、要領第4条第1項、第4項、第5項に定める条件を満たしていること。

9 共同企業体は、各構成員相互に技術、人員、機械及び資本等を総合提供し合うことにより、当該工事に適合した能力と円滑な施工を期待できるものでなければならない。

(出資比率要件)

第5条 すべての構成員の出資比率は、建築工事については20%以上、機械設備工事、電気設備工事については30%以上とする。

(代表者要件)

第6条 代表者は、より大きな施工能力を有する者として構成員において決定された者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

- 2 建築工事についての代表者は、要領第4条に定める条件を満たしていること、かつ、経営審査評点が建築一式工事について900点以上の者とする。
- 3 機械設備工事についての代表者は、要領第4条に定める条件を満たしていること、かつ、入札参加資格者名簿の管工事においてAに格付けされた者とする。
- 4 代表者は、建設業法の許可業種につき、特定建設業の許可を有すること。
- 5 代表者は、本工事について専任の監理技術者（該当工事に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る）を配置できること。

（結成方法）

第7条 自由結成によるものとする。

（協定書の提出）

第8条 入札の参加を希望する共同企業体は、協定書に次の各号に定める書類を添えて、入札の公告に定めた受付期間内に市長に提出しなければならない。

- （1） 特定建設工事共同企業体協定書（様式1）
- （2） 経営規模等評価結果通知書（写）又は総合評定値通知書（写）
- （3） その他、市長が指示する書類

（資格審査及び通知）

第9条 市長は、前条の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、速かに審査し、資格の確認結果については、入札参加資格確認通知書により共同企業体の代表者に通知する。

（代表者の権能）

第10条 工事の監督及び請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とする。

(様式1)

明倫学園校舎棟建設工事

## 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 新庄市発注に係る、明倫学園校舎棟建設工事の内\_\_\_\_\_工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
(許可番号 \_\_\_\_\_ 許可年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
許可業種名 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
(許可番号 \_\_\_\_\_ 許可年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
許可業種名 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
(許可番号 \_\_\_\_\_ 許可年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
許可業種名 \_\_\_\_\_)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ %  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存

構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり明倫学園校舎棟建設工事の内\_\_\_\_\_工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自1通を保有するとともに、1通を新庄市長に提出するものとする。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

Ⓜ